

福島原発事故 避難者裁判を支える会・えひめ ニュース

No.10

2018年8月30日
〒790-0852
松山市石手2丁目9-21
TEL089-916-3056

9月4日（火）第18回口頭弁論が開かれ、いよいよ結審を迎えます。
14時開廷なので13時30分までに松山地裁1階待合室にお集まりください。
判決は来年3月頃出される見込みです。

今回も、大阪、京都、神戸の各地裁で、国と東京電力を相手どって同様に避難者の方たちが損害賠償訴訟を起こしている訴訟団から、弁護士、原告、支援者の皆さまが応援に駆けつけてくださいます。

どうぞ、傍聴にお越し下さい。傍聴席を満席にしましょう。



— 今回で結審の予定です —
**第18回口頭弁論に
お集まりください！**

第18回口頭弁論日程のお知らせと傍聴のおねがい

日時 **9月4日(火)**14:00開廷 場所 松山地方裁判所

※13時30分に地裁1階待合室にお集まりください。裁判終了後、県庁番町クラブで記者会見、愛媛弁護士会館で報告集会を行います。

原発避難者訴訟を巡る各地裁の判断

約30ある原発事故を巡る集団訴訟で、7件の判決が出ています。

○…認める ×…認めない

| 年 | 日 | 裁判所 | 東電の責任 | 国の責任 |
|-------|--------|-----------|-------|---------|
| 2017年 | 3月17日 | 前橋地裁 | ○ | ○ |
| | 9月22日 | 千葉地裁 | ○ | × |
| | 10月10日 | 福島地裁 | ○ | ○ |
| 2018年 | 2月7日 | 東京地裁 | ○ | (被告でない) |
| | 3月15日 | 京都地裁 | ○ | ○ |
| | 3月16日 | 東京地裁 | ○ | ○ |
| | 3月22日 | 福島地裁いわき支部 | ○ | (被告でない) |

原発事故で東電や国に損害賠償を求める集団訴訟は全国で約30件あり、これまで7件の一審の判決すべてが東電に賠償を命じました。このうち国が被告になっている5件の訴訟のうち4件が国の責任を認定しました。東電や国の責任を認める流れがでていますが、請求額に比べて賠償額が低く抑えられていることが課題になっています。



2017年10月10日福島原発訴訟判決
福島地裁前で（「住民と自治」2018年3月号より）

第17回口頭弁論報告



6月5日14時30分から、松山地裁で、第17回口頭弁論が開かれました。原告側が出した準備書面で、東電に対する規制権限を有していないと主張する国に対して、電気事業法や原子炉規制法などから規制は可能だったと、あらためて国の責任を指摘しました。

裁判長からは来年3月の転勤までに判決を書きたいという意向が示されています。原告の意見陳述を聞いて、原発事故後の苦労や避難生活が長期化する中での困窮の様子が伝わり、これ以上判決を先延ばしにすれば救済にならないということなのですが、東京電力と国は期日を延ばしてほしいと訴え、当初の7月3日の結審が9月4日に延びました。

国からは法廷ではなく、傍聴者のいない進行協議の場で、「弁論準備」として訟務検事による30分にわたるプレゼンがあり、工学的知見などで事故を回避できたかどうかを審理のポイントにすべきだと説明しました。結審間際になって、決定論的安全評価、確率論的安全評価、あるいは絶対的安全性と相対的安全性などを持ち出して、裁判を科学論争に持ち込もうとしている意図が伺えます。

この日は、高松高裁での伊方原発3号機の運転差し止め処分抗告審と日程が重なり、傍聴者はいつもより少なかったのですが、関西から応援団として、当訴訟の代理人でもある原発賠償ひょうご訴訟弁護団の津久井進さんと原発賠償関西訴訟原告団の太田歩美さんが駆けつけてくださいました。報告集会では津久井弁護士から、全国の裁判の状況や、それに対しての国側の対応についての説明がありました。原発事故に対する国の過失責任を認める判決が続くなか、「形勢不利、を何とか逆転しようと必死になっている」様子が、この日の進行協議でのプレゼンにも現われているということです。また、結審の日や判決の日に向けて、裁判所へプレッシャーをかけるために傍聴者を増やす工夫や、市民への訴え、マスコミへのアピールなどのアドバイスをいただきました。

総会報告 福島原発事故避難者裁判を支える会 第2回総会報告

7月8日、松山市民会館第4会議室で、原告と支援者約20人の参加で、「支える会」の第2回総会が行われました。

野垣康之弁護士から、裁判の経過、原告本人尋問のこと、スタートの遅れた松山地裁の裁判が9月4日に結審し、来年3月に判決が出る見込みであることが報告されました。全国の同様の他の裁判をみると、国や東電の過失責任を認めながらも、慰謝料などの賠償額は希望よりはるかに低い、これをどう引き上げていくかという課題を述べました。

事務局長の田淵紀子さんからの活動報告、会計報告、2018年度活動方針の説明のあと、原告団長である渡部寛志さんの「福島報告」として、一家で出演したニュース番組のDVD上映に続いて、「避難と帰還のはざままで」と題した現在の思いが語られました。福島の実況について、避難指示の変遷、南相馬市の避難者数と帰還者数、開校した小中学校、動き出した町・人々などの項目について、資料を元に報告があり、悩み抜いた上で、この春から愛媛と南相馬市の2地域居住の選択をした経緯が語られました。



会場からの質疑応答や意見交換のあと、「原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会」からの連帯の挨拶を紹介して、さらなる裁判への支援、協力を呼びかけて総会を終わりました。



〈活動報告、会計報告、活動計画、規約、役員等は別紙〉

「生きてきた場を守りたい」「生業を取り戻したい」

—— 総会で紹介された渡部寛志さんの資料から ——



私も、「生きてきた場を守りたい」「生業を取り戻したい」と願っています。しかし、私の子は、5才と9才、13才です。まだ、子ども達の事が心配です。土に触れさせず、山林に入れず、川で遊ばせずなどなど、行動制限を子ども達に強いれば、帰れない事はないかもしれませんが、ただ、「それでよいのだろうか、子ども達、子孫たち、地域の将来のために、正しい道とは何なのか」といつも考えが行き詰まってしまう。今はまだ子ども達に与える影響が怖い。元の地にもどり、ずっとそこで生活するという事は出来ません。

低線量被曝による身体的影響は、まだ科学的に解明されていません。「低線量であれば、被害など生じない」、私はそうあって欲しいと願っています。しかし、私が調べた限り、低線量被曝について、その詳細を科学的根拠

を持って示せる者は、この地球上に誰もいません。

今回の原発事故による低線量被曝が身体に与える影響は、将来、明らかになるでしょう。その時に、もし悪い影響が出てきたら、それが我が子に出てしまったらと思うと不安です。

「私たちが、生まれて、育って、生きてきた地域は、将来にわたって不安に覆われた地になってしまった」と私は思っています。元の暮らしができる元の地を喪失してしまっただけです。



震災前 2010年11月 南相馬市 渡部さん一家のふるさと



総会で上映された、渡部さん一家出演のニュース番組中で、作文を読んでいる明歩さん



作文

「思いよ、届け」

渡部 明歩

2011年3月11日、きっとこの日を聞いて分からない人はいないだろう。そう思っていた。でも、もうこの考えは古かった。東日本大震災はもう忘れかけてしまわれている……。

「普通の生活」。普通にごはんを食べて、普通に学校に行き、普通に帰ってくる。本当に極普通の生活。そんな生活が私はうらやましい。普通の人なら、もっと上を目指すだろう。でも、もう私には普通の生活を目指すことさえできない。

あの日、私の普通の生活は消えた。そして、楽しみまでも消えていった。でも、その代わりに「東日本大震災、311」という言葉が生まれた。「福島第一原発事故」という、とても耳ざわりの悪い言葉と共に。

あの時、私は何が起きたのか分からなかった。みんなパニック状態で、何も分からずに高台へ避難した。青い手すりをつかんで必死に逃げたこと。地面がバリバリと割れたこと。そして黒い波がすべてを飲み込みながらせまってきたこと。この記憶より鮮明なものはない。絶対に忘れない、忘れられない景色だった。

「福島第一原発事故」。この出来事が、すべてを変えた。地震と津波。それだけでも被害が重大である。でもこの事故には、それらとは違う苦しみが隠されて

いた。「生き地獄」である。この事故を何年も何年も引きずり、苦しめられ、普通の生活に戻れない。それが生き地獄である。放射能についても何も知らなかった。私が、放射能というものの恐怖を初めて知った出来事だった。

今、私にできることは何だろうか。今も苦しんでいる人達のためにできることは何だろうか。いつもそればかり考えている。でもずーっと考えていても、何も思いつかなかった。そんな時、私は思った。苦しんでいる人達、亡くなった方々に直接できることは少ないかもしれないけど、他の人達に伝えることならできるんじゃないかなと思った。そして、この出来事を忘れさせないこと。後世に語り伝えていくことが大切なんじゃないかと。多くの人に知ってもらい、分かち合うことが大切なんじゃないかと。そうすれば、苦しんでいる人が少しでも明るくなり、亡くなった方の教訓を忘れないことになるんじゃないかと思った。そして同じ過ちを繰り返さない。災害があっても大丈夫と言えるような世の中になるんじゃないかと思った。でも、今の世の中、そんなに簡単にはいかない。だから、ここにいるみんなに知ってもらいたかった。少しでも心の中に届いてほしかった。

<原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会からのメッセージ>

原発事故避難者えひめ訴訟のみなさま

「福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ」第2回総会にあたり、京都より連帯の挨拶を送ります。原告の心身のサポートに尽力くださっている支援者のみなさまに、心より敬意を表します。

京都訴訟では、3月15日に京都地裁にて一審判決が下されました。一部勝訴という結果ではありましたが、中間指針を超える地域についても「避難の相当性」を認めるなど、愛媛訴訟へバトンタッチできる内容であることは間違いありません。

「原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会」は、京都訴訟第一次提訴の約一か月後に、それまで福島からの避難者支援に取り組んでいた「うつくしま☆ふくしまin京都」の事務局スタッフを母体として結成されました。それ以来、原告団を精神的・財政的に支えるべく、原告の話（避難の経緯や現在の生活と困難など）を聞く会を開いたり、大衆集会に出かけ入会を呼びかけたりして会員拡大に取り組み、現在会員は250名を超えています。

支援する会は、原告間の親睦を深める交流会や訴訟に関連する学習会を開催したり、本人尋問に参加する原告への「交通費」補助を行うなど、原告の活動をバックアップし、財政的に支えてきました。

3月の判決は、原告団・弁護団・支援する会が一体でかちとったものだと考えています。

いま全国17裁判所で原発賠償訴訟が闘われています。国が被災者への「支援」を打ち切り、帰還政策を推進し、避難者そのものを消し去ろうとしている今、国や東電の加害責任を問う避難者の集団訴訟の意義は、ますます重要になっています。各地の裁判闘争が情報交換を活発にし、原告同士の交流や支援組織間の連携を深め、この裁判の意義をいっそう広げていかなければ、原発推進勢力の圧力をはねのけることはできません。

貴団体が、原告団・弁護団と共に勝訴を手にするのを願っております。共に頑張りましょう。

2018年7月8日

| | |
|-------------------------|-------|
| 原発賠償京都訴訟原告団 共同代表 | 萩原ゆきみ |
| 同 | 福島 敦子 |
| 同 | 堀江みゆき |
| 原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会 事務局長 | 奥森 祥陽 |

えひめ

「裁判記録」 出版のおしらせ

近日、裁判の陳述書と本人尋問を中心とした「裁判記録」を出版します。どうして裁判をするに至ったかという経過や理由、結審を前にしての原告らの経験と意見も掲載します。結審に際してそのダイジェスト版を発行しますので是非見ていただき、裁判の臨場感や原告の苦悩を感じてください。本誌出版の際は購入して全貌をいっしょに考えていただきたく思います。

制作（仮称）愛媛福島原発賠償訴訟裁判記録を残す会 代表 加藤

結審、判決へ向けて街頭宣伝

2018年8月27日 松山市駅前宣伝（事務局、世話人参加）
勝利判決をめざして今後も定期的に街頭宣伝をします。



東北・四国 心行き交う盆踊り交流会

「盆踊り交流会実行委員会」と「NPO法人えひめ311」が主体となって開催する盆踊り大会は今年3年目となり、下記の日程で行われます。企画からの実行委員や当日のボランティア要員を募集しています。資金面での手助けも大歓迎！〈詳細は開催チラシ参照〉

日時 9月22日（土） 場所 石手寺

15時～出店 17時～20時30分 盆踊り

※盆踊りの他、「おたこ組」さんによる「人形劇・伊予の昔話」などもあります。

